

明治大学商学研究所にかかわる運営内規

明治大学商学研究所

第1条 明治大学商学研究所（以下「商学研究所」という。）は、明治大学学則に則り、商学及び商学関連分野の研究並びに研究・調査資料の収集を行うものとする。

第2条 商学研究所は、前条の達成のために、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 明大商学論叢の発行
- (3) 研究・調査資料の収集
- (4) その他商学研究所の発展のために必要な事項

第3条 商学研究所の所員は、原則として、明治大学商学部所属の商学及び商学関連分野の専任教員とする。

2 商学研究所所長（以下「所長」という。）は、商学部長が兼務する。

第4条 所員総会は、次の事項を審議する。

- (1) 商学研究所の運営に関する事項
- (2) 明大商学論叢の編集・発行に関する事項
- (3) 研究・調査資料の収集に関する事項
- (4) 本内規の改廃に関する事項
- (5) その他商学研究所の充実のために必要とみなされる事項

第5条 所員総会は、所長が必要に応じて開催する。

第6条 商学研究所の運営のために運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第3条第1項に規定する所員の中から商学部長が委嘱する。
- 3 運営委員長は、運営委員の互選により決定する。
- 4 運営委員会は、第4条に規定する事項を審議する。
- 5 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 商学研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 法人予算によって認められた経費
- (2) その他の収入

第8条 この規定にかかわる実施細則は、別に定める。

付 則

1. この改正は、1999年4月1日から施行する。
2. この修正は、2000年4月1日から施行する。(2000.3.7.修正)